

別表（第2関係）

事業	経費	補助率	軽微な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
			次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更
2 農村振興 対策事業	<p>(2) 農山漁村活力再生・支援事業費 補助事業者が農山漁村活力再生・支援事業実施要綱（平成18年4月3日付け17農振第2170号農林水産事務次官依命通知）第3の規定に基づいて行う事業に要する次の経費</p> <p>ア 活力再生に向けた定住等の支援 (ア) 定住や長期滞在の促進方策策定、新規住民を活用した集落の活性化方策の検討 (イ) 支援体制の構築 (ウ) PR活動の実施 (エ) 新規住民等による地域文化活動や農ある暮らしの実施のための体制整備 (オ) 新規住民の起業を促進するための体制整備 (カ) 企業等との連携によるSOHO的農山漁村居住体制の整備</p> <p>イ 地域産業との連携による活力再生支援 (ア) 異業種連携の推進 (イ) 多様な主体による地域連携活動の促進 (ウ) 人材バンクの設置・運営</p>	<p>当該補助事業に要する経費の2分の1以内</p>	<p>経費の欄に掲げるア及びイの経費の流用</p> <p>経費の欄に掲げるアの(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)及び(カ)の経費のそれぞれについての30%を超える増減</p> <p>経費の欄に掲げるイの(ア)、(イ)、(ウ)の経費のそれぞれについての30%を超える増減</p>	<p>事業主体の変更</p>